## 宫城学院女子大学附属人文社会科学研究所規程

(目的)

第 1 条 宮城学院女子大学(以下「本学」という。) は、本学における人文社会諸科学の研究を推進 し、教育の向上に資するとともに、広く学術文 化の発展に貢献することを目的として宮城学 院女子大学附属人文社会科学研究所(以下「本 研究所」という。)を設置する。

(部門の設置)

- 第2条 本研究所に次の研究部門をおく。
  - 一、文学研究部門
  - 二、文化研究部門
  - 三、社会研究部門
  - 四、歴史研究部門

(研究所員)

- 第3条 本研究所に次の研究所員をおく。
  - 一、研究所長 一名
  - 二、主 任 一名
  - 三、研究員 部門ごとに若干名
  - 四、客員研究員 若干名
  - 2. 前項において、研究所長、主任、および研究員 は本学専任教員、契約教員、および客員教授と する。
  - 3. 第2条の各号に掲げる部門には、それぞれ部門 委員1名をおく。

(研究所員の委嘱)

- 第4条 研究所長は、第5条第2項に定める研究 所員会議の推薦する教員について、教授会の承 認を経て学長が委嘱する。
  - 2. 主任は、部門委員の互選によって選出された教 員について研究所長が委嘱する。
  - 3. 部門委員は、各部門に所属する研究員の互選によって選出し、研究所長が委嘱する。
  - 4. 研究員は、別に定める申請を行った教員について研究所長が委嘱する。
  - 5. 客員研究員は、学外の大学等の研究 教育機関 に所属する研究者について、研究所員の推薦 により研究所長が第5条第1項に規定する運 営委員会に諮り、教授会の承認を経て委嘱す る。

(研究所の運営)

第5条 本研究所は、研究所長を委員長とし、部門 委員を成員とする「運営委員会」が運営する。

- 2. 前項に定める運営委員会のほか、研究所長は第 3条第1項に定める研究所員を成員とする「研 究所員会議」を開催し、研究所の運営について 諮問することができる。
- 3. 部門委員は、各部門の運営のために、所属する 部門の「部門会議」を開催する。

(研究所役員の任期)

第6条 研究所長、主任、および部門委員の任期は 2年とする。

ただし、重任は妨げない。

(研究所員の募集)

第7条 研究所長は、新たに所員となる者について 毎年度当初に募集を行う。

(研究所の事業)

- 第8条 本研究所は、設立の目的を達成するため に、次の事業を行う。
  - 一、共同研究
  - 二、研究会
  - 三、紀要の発行
  - 四、公開講演会

五、その他の研究活動

(庶務・会計)

- 第 9 条 本研究所の運営に係る庶務および会計は、 主任がこれを担当する。
  - 2. 本研究所の会計報告は、運営委員会の承認を経 て教授会に報告されるものとする。

(運営事務担当副手)

第 10 条 本研究所は研究所の運営事務を担当する 副手をおく。

(改廃)

- 第11条 本規程の改廃は、研究所員会議の議を経て 教授会の承認を得るものとする。
- 附則 1. 本研究所は、1991年4月1日をもって発足 する。
  - 2. (削除)
  - 3. (削除)
  - 4. この規程は、1993年4月1日から施行する。
  - 5. 本規程は、1995年4月1日より改正施行する。
  - 6. 本規程は、2000年4月1日より改正施行す る。